

新旧対照表

| 新 | 現行 |
|---|--|
| <p>(略)</p> <p>附 則 この要綱は、平成29年6月30日から施行し、平成29年度分の補助金から適用する。</p> <p>附 則 <u>この要綱は、令和4年7月29日から施行し、令和4年度分の補助金から適用する。</u></p> | <p>(略)</p> <p>附 則 この要綱は、平成29年6月30日から施行し、平成29年度分の補助金から適用する。</p> <p>(追加)</p> |

新

別表

| 1 補助対象事業 | 2 補助対象者 | 3 基準額 | 4 補助対象経費 | 5 補助率 | 6 交付額の算定方法 |
|----------------|-------------|---------|---|-------|---|
| 肝疾患相談センター運営等事業 | 肝疾患診療連携拠点病院 | 3,600千円 | 肝疾患相談センターの運営に必要な給与、職員手当等、賃金、報償費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、その他知事が必要と認める経費 | 10/10 | 第4欄に掲げる対象経費の実支出額と、第3欄に掲げる基準額を比較して少ない方の額(補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。) |

旧

別表

| 1 補助対象事業 | 2 補助対象者 | 3 基準額 | 4 補助対象経費 | 5 補助率 | 6 交付額の算定方法 |
|----------------|-------------|---------|---|-------|---|
| 肝疾患相談センター運営等事業 | 肝疾患診療連携拠点病院 | 4,000千円 | 肝疾患相談センターの運営に必要な給与、職員手当等、賃金、報償費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、その他知事が必要と認める経費 | 10/10 | 第4欄に掲げる対象経費の実支出額と、第3欄に掲げる基準額を比較して少ない方の額(補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。) |

